

中村元記念館へのご支援をよろしくお願いたします。

世界平和を願った慈しみの思想家

中村元博士の思いを



未来へ

慈しみ

一切の生きとし生けるものは
幸福であれ安穩であれ安樂であれ
一切の生きとし生けるものは幸であれ
何びとも他人を欺いてはならない
たとどこにあつても
他人を軽んじてはならない
互いに他人に苦痛を与える
ことを望んではならない
この慈しみの心づかいを
しっかりと たもて
中村 元 訳 ブッダのこぼ

特定非営利活動法人
中村元記念館東洋思想文化研究所

〈ご寄付の方法〉
下記のいずれかの方法でお申し込みください

銀行振込

- ▶山陰合同銀行
松江駅前支店 店番号:004
口座番号:普通 3692971
口座名:中村元記念館
- ▶ゆうちょ銀行(振替口座)
口座番号:01370-8-91228
加入者名:中村元記念館

オンラインのご寄付受付

こちらからお手続きください。→



中村元記念館受付窓口

記念館受付にてご寄付承ります。(現金のみ)

しまね社会貢献基金を利用して寄付する

※『しまね社会貢献基金』へのお申込みが必要です。
島根県に対する寄付です。税制上の優遇措置が受けられ、中村元記念館をご指定して、ご支援していただけます。なお、この方法でご寄付をいただいた場合は、寄付者のお名前、金額等の確認が中村元記念館ではできませんので、記念館にもお知らせください。詳しくは当館までおたずね下さい。

匿名を希望されない場合、当館が発行する中村元記念館通信にご芳名を記載させていただきます。
また、1万円以上の御寄付については、御芳名を一定期間、記念館の寄付銘板に掲示させていただきます。

- 開館時間:9:30~17:00(入場は16:30まで)
- 入館料:無料
- 閉館日:月曜日、夏季休館(8/13~8/15),
年末年始(12/28~1/4),蔵書整理期間
- お問い合わせ
特定非営利活動法人
中村元記念館東洋思想文化研究所
〒690-1404 島根県松江市八束町波入2060番地
TEL :0852-76-9593
FAX: 0852-76-9693
mail:info@nakamura-hajime-memorialhall.or.jp

中村元記念館



〈寄付に対する税制優遇措置について〉

中村元記念館は、その活動や組織運営が適正であるとされ、令和2年4月に島根県より認定を受けました。
(認定期間:令和2年4月1日~令和7年3月31日まで)
認定を受けたことにより、令和2年4月以降の当館への寄付をした個人や法人が税制優遇を受けることができ、皆様の税負担を減少できる可能性があります。

毎年3,000円以上の寄付者を100人集めれば、5年後に認定NPOの更新をすることができます!(お蔭様で、皆様のご協力のもと令和2年~5年度は条件をクリアすることができました。)
皆様のお力添えをどうぞよろしくお願い申し上げます。

〈個人の寄付金控除〉

最大**50%**の減税!(注意:控除下限額は2000円)



- ・所得税は必ず減税。住民税は減税となる場合があります。
- ・確定申告(還付申告)が必要です。

たとえば...

【年間1万円寄付した場合】

$$\begin{aligned} &(1万円-2,000円) \times 0.4 (\text{国税分}) = 3,200円 \\ &+ \\ &(1万円-2,000円) \times 0.1 (\text{地方税分} \ast 1) = 800円 \\ &|| \\ &4,000円 (\text{減税額}) \end{aligned}$$

最大50%の
税額控除=減税

※1:住民税も寄付金控除の対象になり、控除割合は最大10%(都道府県民税4%/市町村住民税6%)です。各自治体によって異なりますので、詳細はお住まいの自治体にお問い合わせください。

〈法人の寄付金特別損金算入〉

- ・法人税を軽減させる「寄付金損金算入枠」が、通常の**約3~5倍**になります。
- ・一般枠と特別枠の合計額まで、損金にできます。
- ・詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。

〈寄付した「相続財産」への優遇税制について〉

認定NPO法人である中村元記念館に寄付をした相続財産は、**相続税の課税対象とはなりません。**

- 〈注意〉
- ・寄付金控除を受けるには、確定申告が必要です。
- ・確定申告書に記念館から発行された寄付金受領証明書を添付し、所轄の税務署へ提出してください。
- ・記念館から発行された寄付金受領証明書は、大切に保管ください。(紛失等による再発行は致しかねます。)